

2021 年 4 月 7 日

吸収分割に係る事後開示事項

愛知県名古屋市長久区高辻町 14 番 18 号
日本特殊陶業株式会社
代表取締役社長 川合 尊

愛知県小牧市大字岩崎 2808 番地
NTK カuttingツールズ株式会社
代表取締役 小出 実

日本特殊陶業株式会社(以下「分割会社」といいます。)と NTK カuttingツールズ株式会社(以下「承継会社」といいます。)とは、2021 年 1 月 29 日付で締結した吸収分割契約書に基づき、2021 年 4 月 1 日を効力発生日として、分割会社を吸収分割会社、承継会社を吸収分割承継会社とする吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を実施しました。よって、ここに本吸収分割に係る事後開示を致します。

なお、本吸収分割は、分割会社においては会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割となります。また、承継会社においては会社法第 796 条第 1 項に規定する略式吸収分割となります。

本吸収分割に関し、会社法第 791 条第 1 項第 1 号および第 801 条第 3 項第 2 号ならびに会社法施行規則第 189 条各号に規定する事項は下記のとおりです。

記

1. 本吸収分割が効力を生じた日

2021 年 4 月 1 日

2. 分割会社における次に掲げる事項

イ 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、分割会社においては会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割となりますので、分割会社の株主は本吸収分割の差止めを請求することは出来ず、該当事項はありません。

ロ 会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 785 条の規定による手続の経過(反対株主の株式買取請求)

分割会社は、会社法第 784 条第 2 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに本吸収分割を実施したため、会社法第 785 条第 1 項第 2 号に該当し、反対株主の株式買取請求権は生じず、同条の規定による手続は行っておりません。

(2) 会社法第 787 条の規定による手続の経過(新株予約権買取請求)

分割会社は、会社法第 787 条第 3 項第 2 号に定める新株予約権を発行していないため、同条の規定による手続は行っておりません。

(3) 会社法第 789 条の規定による手続の経過(債権者の保護)

分割会社は、同社から各子会社に承継される債務について重疊的債務引受を行い、当該債務に関する債権者は本吸収分割後に分割会社に対して債務の履行を請求することができるため、会社法第 789 条の規定による手続は行っておりません。

3. 承継会社における次に掲げる事項

イ 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定に従い、承継会社に対し、本吸収分割をやめることを請求した承継会社の株主はいませんでした。

ロ 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 797 条の規定による手続の経過(反対株主の株式買収請求)

承継会社は、分割会社の完全子会社であるため、会社法第 797 条第 3 項の規定による手続は行っておりません。

(2) 会社法第 799 条の規定による手続の経過(債権者の保護)

承継会社は、承継会社は会社法第 799 条第 2 項に従い、令和 3 年 2 月 16 日付けの官報により、本吸収分割に対する異議申述の公告を行いましたところ、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。なお、承継会社には知れている債権者が存在しないことから、個別の催告は行っておりません。

4. 吸収分割により承継した重要な権利義務

承継会社は、効力発生日である 2021 年 4 月 1 日をもって、吸収分割契約書の定めに従い、分割会社が機械工具に関連する事業(ただし、営業を除く)に関して有する権利義務の一部を承継いたしました。本吸収分割に伴い、承継会社が分割会社から承継した資産の額は 1,696 百万円、負債の額は 298 百万円(いずれも概算値)です。

5. 本吸収分割に係る変更の登記をした日

本吸収分割に係る分割会社及び承継会社の変更登記は、いずれも 2021 年 4 月 1 日以降速やかに申請する予定です。

6. その他吸収分割に関する重要な事項

(1) 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(以下、「労働契約承継法」といいます。)等に基づく手続

分割会社は、労働契約承継法等の規定に基づき、労働者との協議、労働者及び労働組合に対する本件分割に関する通知を行いました。異議を申し出た労働者はありませんでした。

(2) 分割会社における本吸収分割と同日付の吸収分割

- (i) 分割会社は、2021 年 4 月 1 日を効力発生日として、株式会社日特スパークテック WKS(以下「日特スパークテック WKS」といいます)に対して、プラグに関連する事業(ただし、営業を除く)に関して

有する権利義務の一部を承継させる吸収分割を行いました。なお、当該吸収分割によって、分割会社が日特スパークテック WKS に承継させた資産及び負債の額はそれぞれ 5,282 百万円及び 4,363 百万円(いずれも概算値)です。また、分割会社から同社への債務の承継については、重疊的債務引受の方法により行われました。

- (ii) 分割会社は、2021 年 4 月 1 日を効力発生日として、セラミックセンサ株式会社(以下「セラミックセンサ」といいます)に対して、センサに関連する事業(ただし、営業を除く)に関して有する権利義務の一部を承継させる吸収分割を行いました。なお、当該吸収分割によって、分割会社がセラミックセンサに承継させた資産及び負債の額はそれぞれ 5,901 百万円及び 1,342 百万円(いずれも概算値)です。また、分割会社から同社への債務の承継については、重疊的債務引受の方法により行われました。
- (iii) 分割会社は、2021 年 4 月 1 日を効力発生日として、株式会社南勢セラミック(以下「南勢セラミック」といいます)に対して、産業用セラミックに関連する事業(ただし、営業を除く)に関して有する権利義務の一部を承継させる吸収分割を行いました。なお、当該吸収分割によって、分割会社が南勢セラミックに承継させた資産及び負債の額はそれぞれ 1,696 百万円及び 375 百万円(いずれも概算値)です。また、分割会社から同社への債務の承継については、重疊的債務引受の方法により行われました。
- (iv) 分割会社は、2021 年 4 月 1 日を効力発生日として、株式会社 NTK セラテック(以下「NTK セラテック」といいます)に対して、SPE に関連する事業に関して有する権利義務の一部を承継させる吸収分割を行いました。なお、当該吸収分割によって、分割会社が NTK セラテックに承継させた資産及び負債の額はそれぞれ 5,543 百万円及び 854 百万円(いずれも概算値)です。また、分割会社から同社への債務の承継については、重疊的債務引受の方法により行われました。
- (v) 分割会社は、2021 年 4 月 1 日を効力発生日として、NTK メディカル株式会社(以下「NTK メディカル」といいます)に対して、ヘルスケアに関連する事業に関して有する権利義務の一部を承継させる吸収分割を行いました。なお、当該吸収分割によって、分割会社が NTK メディカルに承継させた資産及び負債の額はそれぞれ 1,413 百万円及び 122 百万円(いずれも概算値)です。また、分割会社から同社への債務の承継については、重疊的債務引受の方法により行われました。

以上